

高松市病院局公告第4号

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成23年高松市病院局公告第5号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和4年7月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお、従前の例によるものとします。

令和4年7月1日

高松市病院事業管理者 和田大助

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高松市病院局告示第5号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市病院局が発注する建設工事（高松市財政局契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p>	<p>高松市病院局告示第5号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市病院局が発注する建設工事（高松市財政局契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p>

平成23年12月28日

平成23年12月28日

改正 平成24年8月1日〔高松市病院局告示第6号〕（同日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）

改正 平成24年12月20日〔高松市病院局告示第10号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年7月1日〔高松市病院局告示第8号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高松市病院局告示第14号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年5月20日〔高松市病院局告示第8号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年10月6日〔高松市病院局告示第11号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成27年4月1日〔高松市病院局告示第7号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成28年6月21日〔高松市病院局告示第4号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成29年4月1日〔高松市病院局告示第4号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成30年4月1日〔高松市病院局告示第11号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成31年4月1日〔高松市病院局告示第2号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和4年7月1日〔高松市病院局告示第4号〕（同日以降公表分について適用）

高松市病院事業管理者 和田大助

4 略

(1) 略

(2) 略

ア 当該建設工事公告で定める入札参加資格を満たしている場合に、標準点として100点を付与する。

イ・ウ 略

(3)～(7) 略

8 略

(1) 総合評価落札方式による入札の場合に、低入札価格調査基準価格を設定するか設定しないかを明示する。低入札価格調査基準価格を設定する場合は、数値的判断基準を設定するか設定しないかも併せて明示する。数値的判断基準を明示する場合は、当該数値的判断基準に係る価格を下回る価格で入札を行った者であって、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに

改正 令和2年10月30日〔高松市病院局告示第7号〕（令和2年11月1日以降公表分について適用）

改正 令和3年6月1日〔高松市病院局告示第4号〕（同日以降公表分について適用）

高松市病院事業管理者 和田大助

4 略

(1) 略

(2) 略

ア 当該建設工事公告で定める入札参加資格を満たしている場合に、標準点として__100点を付与する。

イ・ウ 略

(3)～(7) 略

8 略

(1) 総合評価落札方式による入札の場合に、低入札価格調査基準価格を設定するか設定しないかを明示する。低入札価格調査基準価格を設定する場合は、当該数値的判断基準に係る価格を下回る価格で入札を行った者であって、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると管理者が認めるものは、失格とする。

該当する事由があると管理者が認めるものは失格とする。

(2)～(5) 略

9 略

(1) 略

ア 略

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、請求により、請負代金額の100分の40以内の額を支払うことをいう。

(イ) 略

イ 略

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、指定年度分の出来高予定額が200万円以上の工事について、請求により、当該年度の出来高予定額の100分の40以内の額を支払うことをいう。指定年度の表示は、「前金払（高松市病院事業会計規程第30条第3項各号に掲げる要件に該当するものは、中間前金払を含

(2)～(5) 略

9 略

(1) 略

ア 略

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、請求により、請負代金額 (ただし、平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないものについて、平成31年10月1日の前日までに請求を受けたときは、当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。(イ)において同じ。) の100分の40以内の額を支払うことをいう。

(イ) 略

イ 略

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、指定年度分の出来高予定額が200万円以上の工事について、請求により、当該年度の出来高予定額 (ただし、平成31年10月1日の前日までに請求を受けた場合は、当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除

む。）」の文字の次に「(令和何年度)」を付すことによる。

(イ) 略

(2) 「部分払」とは、債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合に、指定年度において部分払をすることをいう（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法に寄らない場合は「×」を「部分払」の文字に冠するものとする。）。指定年度の表示は、「部分払」の文字の次に「(令和何年度)」を付すことによる。ただし、当該工事の出来高が当該年度の出来高予定額の10分の3以上に達した場合において、その出来高の10分の9以内の金額から、前払金及び中間前払金の合計額を差し引いた金額を当該年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(3) 略

10 略

(1) 略

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（その

く。(イ)において同じ。)の100分の40以内の額を支払うことをいう。指定年度の表示は、「前金払（高松市病院事業会計規程第30条第3項各号に掲げる要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字の次に「(平成何年度)」を付すことによる。

(イ) 略

(2) 「部分払」とは、債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合に、指定年度において部分払をすることをいう（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「部分払」の文字に冠するものとする。）。指定年度の表示は、「部分払」の文字の次に「(平成何年度)」を付すことによる。ただし、当該工事の出来高が当該年度の出来高予定額の10分の3以上に達した場合において、その出来高(ただし、平成31年10月1日の前日までに請求を受けた場合は、当該出来高に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。)の10分の9以内の金額から、前払金及び中間前払金の合計額を差し引いた金額を当該年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(3) 略

10 略

(1) 略

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（平成31年10月1日以後に工事目的物の

金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

12 略

(1)～(7) 略

(8) (7)の場合において、「決定数値」に代えて、又はこれに加えて、「主観点数」の文字が表示され、及びその右欄に主観点数が表示されていることの意義は、高松市建設工事競争入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての決定数値の算定に係る主観点数が当該表示された点数である者でなければならないことである。

(9)～(15) 略

(16) 略

ア～キ 略

ク 入札書提出期限日及び開札（総合評価落札方式による場合にあっては、入札書提出期限日、開札及び落札候補者決定）のいずれかの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（(15)イ(ア)に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持ち件数及び高

引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、100分の10。14(3)において同じ。）に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

12 略

(1)～(7) 略

(8) (7)の場合において、「決定数値」に代えて、又はこれに加えて、「主観点数」の文字が表示され、及びその右欄に主観点数が表示されていることの意義は、入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての決定数値の算定に係る主観点数が当該表示された点数である者でなければならないことである。

(9)～(15) 略

(16) 略

ア～キ 略

ク 入札書提出期限日及び開札（総合評価落札方式による場合にあっては、入札書提出期限日、開札及び落札候補者決定）のいずれかの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（(15)イ(ア)に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持ち件数及び高松市病院局が発

松市病院局が発注した対象工事の手持ち件数の合計が2以下であること（高松市病院局手持工事件数の特例等に関する要綱（平成23年12月28日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持件数に参入し、（イ）から（エ）までの日はその翌日に手持ち件数から除外する。）

（ア）～（エ） 略

（17）～（20） 略

1.3 略

（1）～（3） 略

（4） 「設計図書等についての質問事項を記載した書面の電子入札システム利用による提出」とは、設計図書等について質問がある場合に、電子入札システムを利用して、設計図書等についての質問事項を記載した書面を提出することをいう。なお、電子入札システム利用による提出以外の電送によるものは受け付けない。

ア [削る]

イ [削る]

注した対象工事の手持ち件数の合計が2以下であること（高松市病院局手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年12月28日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持ち件数に算入し、（イ）及び（エ）の日はその翌日に手持ち件数から除外する。）。

（ア）～（エ） 略

（17）～（20） 略

1.3 略

（1）～（3） 略

（4） 「設計図書等についての質問事項を記載した書面の提出」とは、設計図書等について質問がある場合に、設計図書等についての質問事項を記載した書面を次のとおり提出することをいう。なお、書面は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によるものとし、提出期限必着とする。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

ア 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 提出場所

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

(5) 「設計図書等についての質問事項を記載した書面の電子入札システム利用による提出期間」の細項目において、「かがわ電子入札システム稼働時間中（紙での提出の場合は別途）」とは、当該細項目で表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に設計図書等についての質問事項を記載した書面を提出することができるが、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に限り、(6)により当該書面を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によるものとし、提出期限必着とする。）により提出することができることをいう。

ア 企業名又は代表者の変更により、電子証明書（電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以下同じ。）再取得の手續中であって、当該手續中であることが証明できる場合

イ 電子証明書の閉塞、破損、紛失等により、電子証明書再取得の手續中であって、当該手續中であることが証明できる場合

ウ 通信機器の不具合（パソコン故障や通信障害）が発生し、設計図書等についての質問事項を記載した書面の提出期間内に、その復旧が見込めない場合において、電子入札システムに電子証明書が登録されていることが確認できるとき。

(6) (5)のアからウまでのいずれかに該当することにより、設計図書等についての質問事項を記載した書面を紙で提出する場合は、次に掲げるところにより、別に定める提出申請書（(5)のア又はイに該当するときは、電子証明書再取得の手續中であ

[新設]

[新設]

ることが分かる書面の添付を要する。)を添えて提出するものとする。

ア 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 提出場所

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

(7) 「提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロード」とは、電子入札システムを利用して(4)から(6)までに定めるところにより提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面を閲覧すること、及び当該書面の電子ファイルのダウンロードをすることをいう。なお、質問及びこれに対する回答が閲覧に供された場合は、設計図書等同様、これを熟知の上入札しなければならない。

(8) 「かがわ電子入札システム稼働時間中」とは、表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に(3)及び(7)による閲覧及びダウンロードをし、又は(4)による提出をすることができることをいう。

(5) 「提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロード」とは、電子入札システムを利用して、(4)により提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面を閲覧すること、及び当該書面の電子ファイルのダウンロードをすることをいう。なお、質問及びこれに対する回答が閲覧に供された場合は、設計図書等同様、これを熟知の上入札しなければならない。

(6) 「かがわ電子入札システム稼働時間中」とは、表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に(3)及び(5)による閲覧及びダウンロードをすることができることをいう。

1 4 略

(1) 略

ア～ウ 略

エ 略

(ア) 1 2 (9)から(11)までによる施工実績並びに1 2 (12)及び(13)による配置予定の技術者の資格についての書類であって、当該建設工事公告において、施工実績確認資料と配置予定技術者確認資料とに区分し、かつ、入札参加資格確認申請書と兼ねたものとして表示するもの

(イ) 略

オ 略

(ア) 略

(イ) 略

a～i 略

j 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
(各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (最新のもの) の写しをいう。)

(ウ) 略

カ 略

(2) 略

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額 (その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた

1 4 略

(1) 略

ア～ウ 略

エ 略

(ア) 1 2 (9)から(11)までによる施工実績並びに1 2 (12)及び(13)による配置予定の技術者の資格等についての書類であって、当該建設工事公告において、施工実績確認資料と配置予定技術者確認資料とに区分し、かつ、入札参加資格確認申請書と兼ねたものとして表示するもの

(イ) 略

オ 略

(ア) 略

(イ) 略

a～i 略

j 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
(各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (最新のもの) の写しをいう。)

(ウ) 略

カ 略

(2) 略

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額 (その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額) を

金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(4)～(7) 略

(8) 4(2)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)、4(3)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)、4(4)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)、4(5)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)又は4(6)に規定する総合評価Ⅱ型に該当する入札については、(5)アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類(総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)にあつては、ア及びイに掲げる書類を、総合評価Ⅱ型にあつては、ア、イ及びウに掲げる書類を除く、)を電子ファイルとして入札書に添付して提出しなければならない。なお、特定建設工事共同体での入札の場合は、代表者となる構成員(当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。)についてのみの提出とする。

ア～キ 略

(9) (8)アからキまでに掲げる書類については、(7)の規定(提出書類の審査に当たって病院局からさらに書類提出を求め

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100(平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、110分の100)に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(4)～(7) 略

(8) 4(2)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)、4(3)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)、4(4)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)、4(5)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)又は4(6)に規定する総合評価Ⅱ型に該当する入札については、(5)アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を(総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)にあつては、ア及びイに掲げる書類を、総合評価Ⅱ型にあつては、ア、イ及びウに掲げる書類を除く。)電子ファイルとして入札書に添付して提出しなければならない。なお、特定建設工事共同企業体での入札の場合は、代表者となる構成員(当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。)についてのみの提出とする。

ア～キ 略

(9) (8)アからキまでに掲げる書類については、(7)の規定(提出書類の審査に当たって病院局からさらに書類提出を求められた

られた場合においては、その範囲内において、(7)エを除く。)を準用する。また(8)アからエまでに掲げる書類並びに(8)カ(イ)及び(ウ)に掲げる同意書の提出については、(5)ただし書の規定を準用する。

(10) 入札者は、営業所の拠点性における常時雇用職員数の評価を受けようとする場合において、自己以外の者の同意を要するときは、その者から(8)カ(イ)に掲げる同意書を受領し、電子入札システムにより提出するものとする。この場合においては、市・県民税特別徴収についての同意書作成に係る責任者の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名並びに電話番号を記載しなければならない。

(11)～(13) 略

15 略

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件(建設工事に係る令和3年4月1日から令和5年3月31日までの競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件(令和2年高松市病院局告示第5号)別表備考2(1)括

場合においては、その範囲内において、(7)エを除く。)を準用する。また、(8)アからエまでに掲げる書類並びに(8)カ(イ)及び(ウ)に掲げる同意書の提出については、(10)の規定の適用があるものを除き、(5)ただし書の規定を準用する。

(10) 入札者は、営業所の拠点性における常時雇用職員数の評価を受けようとする場合において、自己以外の者の同意を要するときは、その者から(8)カ(イ)に掲げる同意書を受領し、持参により提出するものとする(この場合の提出の期間、時間及び場所については、当該入札書を管理者の承諾を得て紙で提出する場合の例による。)。

(11)～(13) 略

15 略

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件(建設工事に係る平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件(平成30年高松市病院局告示第17号)別表備考2(1)

弧内又は(2)括弧内の資格を含む。)を付した場合は当該要件

(エ)・(オ) 略
ウ 略

2.3 補則

(1)～(6) 略

(7) 入札には、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、契約規則、高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市病院局総合評価落札方式実施要領及びその細則、高松市病院局電子入札（工事・コンサル）運用基準、高松市病院局工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続き要領、高松市病院局指名停止等措置要綱、高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成25年高松市病院局告示第7号）、高松市最低制限価格制度要領（平成26年1月31日施行）、高松市病院局低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行）、高松市病院局入札参加者心得その他関係規程（高松市公式ホームページ（病院局））に掲載されている最新の「入札制度に関する質問及び回答」を含む。）及び(12)の使用約款、設計書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上、参加しなければならない。

(8)～(11)

括弧内又は(2)括弧内の資格を含む。)を付した場合には、当該要件

(エ)・(オ) 略
ウ 略

2.3 補則

(1)～(6) 略

(7) 入札には、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、契約規則、高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市病院局総合評価落札方式実施要領及びその細則、高松市病院局電子入札（工事・コンサル）運用基準、高松市病院局工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続き要領、高松市病院局指名停止等措置要綱、高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成25年高松市病院局告示第7号）、高松市最低制限価格制度要領（平成26年1月31日施行、高松市病院局低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行）、高松市病院局入札参加者心得その他関係規程（病院局ホームページに掲載されている最新の「入札制度に関する質問及び回答」を含む。））及び(12)の使用約款、設計書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上、参加しなければならない。

(8)～(11)

(12) 略

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 高松市病院局工事請負契約約款、高松市病院局工事請負契約約款の特則

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約で、指定年度において部分払をするもの 高松市病院局工事請負契約約款、高松市病院局工事請負契約約款の特則（債務負担（部分払有り）用）

(13) 略

別表第 1

区分	機関
国	略
地方公共団体 （地方自治法 第 1 条の 3）	略
建設業法施行 令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号） <u>第 4 5</u> 条の公共法人 （法人税法	略

(12) 略

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 高松市病院局工事請負契約約款、高松市病院局工事請負契約約款の特則 （一般用） 及び 高松市病院局工事請負契約約款の特約（一般用）

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約で、指定年度において部分払をするもの 高松市病院局工事請負契約約款、高松市病院局工事請負契約約款の特則（債務負担（部分払有り）用） 及び高松市病院局工事請負契約約款の特約（債務負担（部分払有り）用）

(13) 略

別表第 1

区分	機関
国	略
地方公共団体 （地方自治法 第 1 条の 3）	略
建設業法施行 令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号） <u>第 2 7</u> 条の 1 3 の公 共法人（法人	略

(昭和40年法律第34号)別表第1	
国土交通省令で定める法人(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条)	略

税法(昭和40年法律第34号)別表第1	
国土交通省令で定める法人(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条)	略

別表第2

提出主体	単体企業(個人又は法人)		特定建設工事共同体	
	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類
① 価格競争	略	略	略	略
総合評価(施工計画(土	略		略	

別表第2

提出主体	単体企業(個人又は法人)		特定建設工事共同体	
	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類	入札書に添付を求める書類	落札候補者に提出を求める書類
① 価格競争	略	略	略	略
総合評価(施工計画(土	略		略	

<p>の木) 採 場用) 合・総合評 価 I 型 ① (施工計 画 (建 加築) 採 え用) て・総合評 価 I 型 提出 (施工計 画 (設 備) 採 書用)</p>					<p>類 総合評価 I 型 (施 工計画不 採用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工実 績・技術者 申告書 ・ 「登録基 幹技能者の 活用」申告 書※5 ・ 「災害時 の活動体 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工実 績・技術者 申告書 ・ 「登録基 幹技能者の 活用」申告 書※5 ・ 「災害時 の活動体 		<p>の木) 採 場用) 合・総合評 価 I 型 ① (施工計 画 (建 加築) 採 え用) て・総合評 価 I 型 提出 (施工計 画 (設 備) 採 書用)</p>					<p>類 総合評価 I 型 (施 工計画不 採用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案 書 ・ 施工実 績・技術者 申告書 ・ 「登録基 幹技能者の 活用」申告 書※5 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案 書 ・ 施工実 績・技術者 申告書 ・ 「登録基 幹技能者の 活用」申告 書※5 		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--

	<p>制」申告書 ※5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入等証明書（締結団体又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書 ・「市内企業の活用」申告書※6 		<p>制」申告書 ※5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入等証明書（締結団体等用）又は連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書 ・「市内企業の活用」申告書※6 	
総合評価 II型	略		略	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入者等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6 		<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時の活動体制」申告書※5 ・加入者等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※6 ・所有建物に係る照会同意書※7 ・「市内企業の活用」申告書※6 	
総合評価 II型	略		略	

備考

1～5 略

[削る]

6 ※6及び※7を付した書類は、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受けようとする場合は、※7を付した書類の提出は不要である。

備考

1～5 略

6 14(11)の規定により入札者以外の者の作成した市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書を提出する場合は、入札書に添付することなく、入札書提出期間内において、14(11)に定めるところにより、別途持参する必要がある。

7 ※6及び※7を付した書類は、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において、当該評価を受けようとする場合に、提出の必要がある。ただし、登記事項証明書を提出して当該評価を受けようとする場合は、※7を付した書類の提出は不要である。